

## 協同組合から任意組合への改組について

臨時総会の議案である「改組」は設立当初 480 社だった会員も現在 73 社と減少し、会員減少に伴った身の丈に見合わせ経済的負担の軽減を図り、スリム化を目指すものです。

かつて組合を法人化した目的の一つとして原材料の共同購入を行い会員に卸すなどの収益事業を行うという構想がありましたが、実際には収益事業を行ったことはなく、むしろ法人ゆえに法人を維持するための費用が最近では会費収入の 2 割近くを占めていました。

今から 51 年前は現在と状況が異なり、この改組と真逆の任意組合から協同組合への改組が行われました。

ここで過去の歴史を「協同組合創立 30 周年記念誌(平成 13 年)」から紐解いてみました。

- ① 戦中、戦後の昭和 27 年頃まで統制経済の下、原料の小麦粉は組合を通して配給されていたので、麩屋は必ず各地方の組合に所属していた。  
原料の配給手段として全国各地に必ず麩屋の組合が存在していた。
- ② 配給制度が終わり昭和 30 年の初頭、東京の組合が手始めに神奈川、埼玉、千葉、茨城などの近隣の組合に働きかけ、関東連合会(関東ブロック)が形成された。
- ③ 次に北海道、東北、信越、北陸、近畿、中国、四国、九州の組合に接触して同業者の輪を広めた。
- ④ 当時の発起人の方々のご努力の結果、全国 10 ブロック(1都1道2府 32 県)およそ 500 社で結成され、昭和 35 年 12 月に静岡の熱海で全国製麩工業連合会(任意組合)の設立総会が開催された。
- ⑤ 麩を栄養改善法に基づく厚生省(当時)認定の「特殊栄養食品」としての資格を取得する運動が起こり、組合の法人化へと繋がり所管官庁として農林省(当時)食糧庁との関係が生じた。
- ⑥ 昭和 46 年 5 月、任意組合を発展改組して協同組合全国製麩工業会として発足、法人格を取得。  
任意組合の全国製麩工業連合会 → 協同組合 全国製麩工業会へ改組

(注) 特殊栄養食品制度は平成 8 年廃止

特殊栄養食品制度を廃止し、食品の機能表示が可能なものを特別用途食品に一本化(平成 13 年に栄養機能食品が創設された)

昭和 46 年の協同組合設立から 50 年の経過を振り返り、私達は組織創世期からの先人、諸先輩方々のご苦労を無駄にすることなく、形は変わっても事業は維持、継承、発展して行かなければなりません。

これからも新しい組合は会員、理事、活動自体を全て引き継ぐことにより、食の安心安全、そして消費者の信頼を確保するため、従来通り麩の啓蒙活動や、情報提供、そして農水や経産省、消費者庁など関連省庁との調整を行っていきます。

会員誰もが脱落することなく必要とされる組合でありたいと願っております。

今後も全国製麩工業会並びに会員に対しご指導ご鞭撻、そして我々が製造・加工する麩に対するご愛顧、よろしくお願いいたします。

理事長 田代徳太郎